

## 保育の必要性の認定基準案について

### ・保育の必要性の認定にかかる「事由」

現制度	新制度（子ども・子育て支援法施行規則）	苫小牧市案
<p>苫小牧市保育の実施に関する条例</p> <p>第2条 保育の実施は児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。</p>	<p>小学校就学前子どもの保護者の両方が、次のいずれかに該当する場合、その子どもは「保育が必要である」とされる。 →</p> <p>(1) 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。 (7) イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に</p>	<p>3ページ参照</p> <p>国の案に準ずる</p>

<p>(7) 市長が前各号に類すると認める状態にあること</p>	<p>規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</li> </ul> <p>(8) イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</li> </ul> <p>(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	
----------------------------------	--	--

・保育の必要性の認定にかかる「区分」

現制度	新制度（子ども・子育て支援法施行規則）	苫小牧市案
日・祝日以外の 8:00 ~ 18:00 他延長保育、休日保育有	保育短時間 （父母のどちらかがパートタイムの場合を想定）	（現行：週 4 日かつ 正午を含む 4 時間 以上）  64 時間（ほぼ現行ど おり）としたい  他は国の案に 準ずる
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日 8 時間までの利用                              平均 200 時間/月（最大 212 時間）</li> <li>・ 就労時間の下限は  <u>1 か月当たり 48~64 時間</u>の間で市町村が定める</li> </ul>	
	保育標準時間 （両親ともにフルタイムの場合を想定）	国の案に 準ずる
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日 11 時間までの利用                              平均 275 時間/月（最大 292 時間、最低 212 時間）</li> <li>・ 就労時間の下限は <u>1 週当たり 30 時間</u>程度</li> </ul>	

・保育の必要性の認定にかかる「優先利用」

現制度	新制度（子ども・子育て支援法施行規則）	苫小牧市案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭</li> <li>②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）</li> <li>③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</li> <li>④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合</li> <li>⑤子どもが障害を有する場合</li> <li>⑥育児休業明け</li> <li>⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</li> <li>⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒業児童</li> <li>⑨その他市町村が定める事由</li> </ul>	<p>国の案に 準ずる</p>